

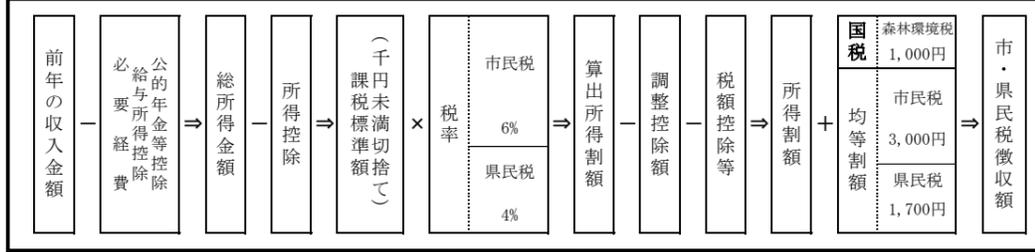
# 記入例

令和7年1月1日に今治市内に住所があり、令和6年中(令和6年1月1日から12月31日)に所得があった方は、市民税・県民税の申告書を提出してください。

ただし、**税務署に所得税の確定申告書を提出された方は除きます。**

＜お願い＞ 前年中に収入が無い方や市民税・県民税が非課税の方は、申告の必要はありませんが、国民健康保険や介護保険に加入している方、児童扶養手当を受給している方、公営住宅・教育関係の制度などにおいて、所得(課税)証明書が必要な方などは、市民税・県民税の申告が必要となりますので、期限内に申告してください。

一般的な市民税・県民税の計算方法(分離課税所得や、配当割・株式等譲渡所得割額などがある場合は、計算が異なります。)



※ 令和6年度から、森林環境税(国税1,000円)が、均等割額とあわせて徴収されます。

## 令和7年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税) 申告書 表

提出年月日	年 月 日	7 3 8
提出者	氏名	今治 太郎
住所	今治市〇〇町〇丁目△番□号	
1月1日現在の住所	同上	
フリガナ	イマバリ タロウ	
氏名	今治 太郎	
生年月日	SO/O/O	
職業主の氏名	今治 太郎	
続柄	本人	
行政区番号		
世帯番号		
宛番号		
業種又は職業	公務員	
電話番号	0898-〇〇-〇〇〇〇	
個人番号	〇〇〇〇△△△△□□□□	

### 3所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票のとおり	500,000円		
	国民健康保険税	150,000		
	国民年金保険料	183,000		
	合計	833,000円		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	100,000円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	100,000円
	介護医療保険料の計	円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	50,000円	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		ひとり親控除(学校名)	
⑳ 障害者控除	フリガナ	イマバリ サブロウ	障害者の程度	普通
	氏名	今治 三郎		
	個人番号	△△△△□□□□〇〇〇〇		
	フリガナ		障害者の程度	
	氏名			
	個人番号			
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者	イマバリ ハナコ	生年月日	S△/△/△
	氏名	今治 花子	配偶者の合計所得金額	0円
	個人番号	△△△△〇〇〇〇□□□□		
㉓ 扶養控除	フリガナ	イマバリ サブロウ	生年月日	10/O/O
	氏名	今治 三郎	同居・別居の区分	同居
	個人番号	△△△△□□□□〇〇〇〇	続柄	父
	フリガナ	イマバリ サクラコ	生年月日	10/O/O
	氏名	今治 桜子	同居・別居の区分	同居
	個人番号	□□□□〇〇〇〇△△△△	続柄	子
	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居・別居の区分	
	個人番号		続柄	
	フリガナ	イマバリ ジロウ	生年月日	10/O/O
	氏名	今治 二郎	同居・別居の区分	同居
	個人番号	〇〇〇〇□□□□△△△△	続柄	子
	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居・別居の区分	
	個人番号		続柄	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険などで補てんされる金額	
	250,000円	50,000円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	1,000,000円
		農業	イ	
		不動産	ウ	2,000,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	3,000,000
		公的年金等	キ	2,000,000
		雑業	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
		長期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等①		300,000
		農業	②	
		不動産③		1,250,000
		利子④		
		配当⑤		
		給与⑥		1,920,000
		公的年金等⑦		900,000
		雑業⑧		
		その他⑨		
		合計⑩		900,000
		総合譲渡・一時⑪		
		合計⑫		4,370,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		833,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		70,000
	地震保険料控除	⑯		25,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲		
	勤労学生、障害者控除	⑳～㉑		260,000
	配偶者(特別)控除	㉒～㉓		330,000
	扶養控除	㉔		780,000
	基礎控除	㉕		430,000
	⑬から⑳までの計	㉖		2,728,000
	雑損控除	㉗		
	医療費控除	㉘		100,000
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙		2,828,000

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

### 収入金額等及び所得金額(申告書裏面の明細も記入してください)

ア 営業等	記入例裏面「7事業・不動産所得に関する事項」参照。
イ 農業	※ <b>収支内訳書</b> を記入し、添付してください。
ウ 不動産	
エ 利子	公社債、預金利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得です。ただし、次の所得については課税されませんので申告する必要はありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の小額預金などの利子所得
オ 配当	記入例裏面「8配当所得に関する事項」参照。 ※住民税を源泉徴収された上場株式は原則申告不要ですが、申告される場合には裏面の「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」にもご注意ください。
カ 給与	給与、賞金、賞などを記入してください。(下の所得金額調整控除①も注意してください。) 給与所得金額の速算表・・・給与等に係る収入金額に応じて次により計算します。
キ、ク、ケ 雑	雑所得とは、他のいずれの所得にも該当しない所得をいいます。年金の収入もこの区分に含まれます。記入例裏面「9雑所得(公的年金等以外)」に関する事項も参照。 ①公的年金等の速算表・・・公的年金等に係る収入金額に応じて次により計算します。 (1) 65歳未満(令和7年度(令和6年分)は、昭和35年1月2日以後生まれ)
ク、ケ 雑	②65歳以上(令和7年度(令和6年分)は、昭和35年1月1日以前生まれ)
コ、サ 総合譲渡	生命保険や郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当選品、競馬、競輪の払戻金のような一時的な所得を記入してください。 一時所得の金額=(一時収入金額)-(その収入を得るために支出した金額)-(特別控除額) ※特別控除額は50万円ですが、「その収入を得るために支出した金額」を引いた残額が50万円より少ない場合はその残額となります。 ※総所得金額を計算する場合、一時所得金額の2分の1相当額が他の所得と総合されます。

### ※給与所得と公的年金等の雑所得の両方ある人(所得金額調整控除①)

給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。給与等から優先的に控除。  
 (算式) 所得金額調整控除=(給与所得金額※+公的年金等の雑所得の金額※)-10万円  
 ※10万円を超える場合は10万円

⑬ 社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、社会保険料、任意継続保険料、雇用保険料などがある場合。 ※配偶者やその他の親族の年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療の保険料、給与から天引きされた社会保険料をあなたの社会保険料として控除することはできません。	支払った金額
-----------	--	--------

⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合	支払った金額
----------------	--	--------

⑮ 生命保険料控除	あなたが前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合	一般生命保険料控除、個人年金保険料控除は次のいずれかを選択できます。 1. 新契約のみを適用する 2. 旧契約のみを適用する 3. 新契約と旧契約の両方を適用する ※3を選択した場合の上限は28,000円
	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計
	平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計
	年間支払保険料	控除計算
	15,000円以下	支払保険料等の金額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円(上限)
	年間支払保険料	控除計算
	12,000円以下	支払保険料等の金額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円(上限)

⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	50,000円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	
⑳ 障害者控除	フリガナ	イマバリ サブロウ
	氏名	今治 三郎
	個人番号	△△△△□□□□〇〇〇〇
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者	イマバリ ハナコ
	氏名	今治 花子
	個人番号	△△△△〇〇〇〇□□□□
㉓ 扶養控除	フリガナ	イマバリ サブロウ
	氏名	今治 三郎
	個人番号	△△△△□□□□〇〇〇〇
	フリガナ	イマバリ サクラコ
	氏名	今治 桜子
	個人番号	□□□□〇〇〇〇△△△△

⑮ 生命保険料控除	あなたが前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合	一般生命保険料控除額
	③新個人年金保険料の計	※上限28,000円
	④旧個人年金保険料の計	※上限35,000円
	両方ある場合③+④	※上限28,000円
	個人年金保険料控除額	※上限70,000円
	介護医療保険料控除額	※上限28,000円
⑯ 地震保険料控除	あなたが前年中に支払った地震保険料、又は平成18年12月31日までに締結し平成19年1月1日以後に契約等の変更をしていない長期損害保険契約(旧長期損害保険料)を支払った場合	支払った年間地震保険料
	控除計算	算出額
	支払った地震保険料×1/2	※上限25,000円
	支払った旧長期損害保険料	控除計算
	5,000円以下	支払保険料等の金額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等×1/2+2,500円
	15,000円超	一律10,000円

⑰ 基礎控除	合計所得金額により控除額が異なります。	該当の控除額
	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	430,000円
	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
	2,500万円超	適用なし

